

4 賞与の取扱い

賞与とは、年3回を超えない範囲で支給される賃金・給料・俸給・手当・賞与、その他いかなる名称であっても、労働者が労働の対価として受けるすべてのものをいいます。ただし、臨時的に支給されるものを除きます。一般には、ボーナス・期末手当・決算手当などが該当します。

なお、年に4回以上支給される賞与は標準報酬月額算定の対象となります（1頁参照）。

賞与の取扱い

年に3回以下支給される賞与（ボーナス）は、標準報酬算定の範囲に含まれませんが、これについては標準賞与額の算定対象となります。

●分割支給は1回とする

賞与などが分割して支給された場合は分割分を1回として計算します。たとえば、支給の都合で12月の賞与が12月と1月に分割して支給された結果、1年間の支給回数が4回になったような場合は、3回以下の支給とし、標準報酬月額の算定の対象としません。

●年4回以上支給なら標準報酬月額算定の対象

7月1日現在、会社の給与規定や賃金協約等で、賞与などを年4回以上支給することが定められている場合は、標準報酬月額算定の対象となります。たとえば、夏・冬の賞与と半期毎の期末手当が支給される場合は、合わせて4回の支給となり、標準報酬月額の対象となります。この場合、7月1日前1年間に支給された賞与などを12等分した平均額を報酬月額に算入します（1頁参照）。

賞与に対する保険料

賞与に対する保険料の額は、被保険者1人1人について標準賞与額（千円未満切捨て）に次の保険料率をかけて計算されます。

	一般保険料 (調整保険料含む)	介護保険料
被保険者負担率	44/1000	7/1000
事業主負担率	44/1000	7/1000
合計	88/1000	14/1000

(平成28年3月現在)

※65歳以上及び39歳以下の被保険者は、一般保険料のみが徴収されます。

例：賞与額296,514円の場合

標準賞与額（千円未満切捨て）…296,000円
保険料額…296,000 × 88/1000 → 26,048円
介護保険料額…296,000 × 14/1000 → 4,144円

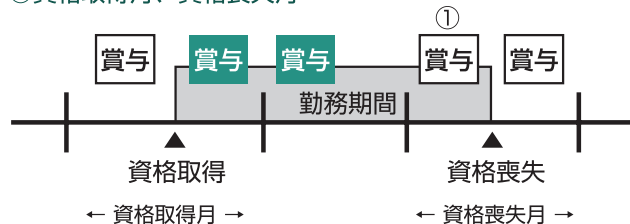
●賞与を支給した時の保険料の徴収

賞与が支給された時の保険料は、資格取得月（資格取得日前を除く）に支給された賞与から、保険料の徴収の対象となり、資格喪失月に支給された賞与は保険料の徴収の対象とはなりません。また、育児休業中の被保険者に支給された賞与については、育児休業開始の月から終了日の翌月の属する月の前月分まで保険料が免除され、保険料の徴収の対象とはなりません。

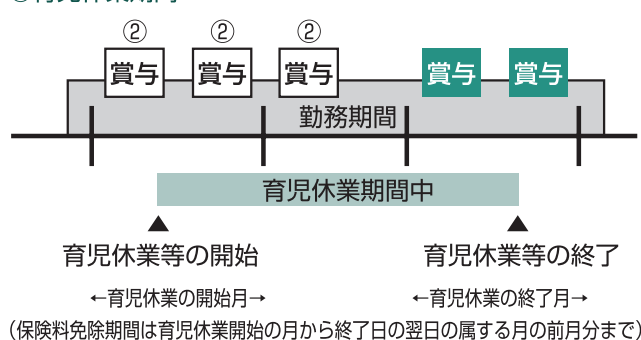
※賞与から保険料を徴収しない場合でも、次の場合、年度の累計額に含まれるため、賞与支払届の提出の対象となります。（図番号参照）

- ①資格喪失月の被保険者期間中（勤務期間中）に支払われた場合
- ②育児休業等により保険料免除期間に支払われた場合

○資格取得月、資格喪失月



○育児休業期間



賞与 …賞与から保険料を徴収します

賞与 …賞与から保険料を徴収しません

賞与支払届の書き方

健康保険被保険者賞与支払届

常務理事 事務局長 課長 課長補佐 係員

賞与支払年月日 平成 07 年 01 月

健康保険事業所記号 2001

被保険者整理番号	生年月日	標準賞与額(合計)	被保険者の氏名	性別
1	5-210306	980,000	山田昌治	男
2	5-281210	881,300	佐藤次郎	男
3	5-310423	898,700	小野京子	女
4	5-380712	999,900	佐久間 裕	男
5	5-440801	537,000	木村健二	男
6	5-460721	313,800	高橋 緑	女
7	5-481015	285,200	前田拓也	男
8	5-490530	293,000	矢野雅弘	男
10	5-590605	256,000	平 早苗	女
13	5-591201	0	山下美穂	女

平成 07 年 7 月 5 日提出

社会保険労務士記載欄

〒231-0015 神奈川県横浜市中区尾上町〇〇-×× 〇〇〇〇病院 横本太郎 045-〇〇〇-××××

必ず押印してください。

●正副、ともに提出してください。

④賞与支払年月日
賞与の支払年月日を記入します。

②通貨によるものの額
金銭(通貨)で支払われた賞与額を記入します。

⑤賞与額(合計)
④と⑤の合計額から、1,000円未満を切り捨てた額を記入します。

②「健康保険者整理番号」③「生年月日」④被保険者の氏名・性別はあらかじめ健康保険組合において印字していますので、各項目の内容に相違がないか確認してください。

支給がある方とない方が混在している場合、支給のない方は賞与額(合計)欄に「0」ゼロの記載をお願いいたします。

必ず押印してください。

※賞与支払届に印字されている被保険者は、印字をした時点での登録者のみなので、記載のない資格取得者は手書きで加えてください。

●届出と納入方法

健康保険法第45条の規定に基づき事業主は、賞与を支払うつど、標準賞与額(各人ごとに1,000円未満切り捨て)に一般保険料率と同じ保険料率をかけて計算した保険料の被保険者分を控除し、5日以内に「被保険者賞与支払届」を「被保険者賞与支払届総括表」に添えて健康保険組合に提出します。

標準賞与額に基づく保険料は、標準報酬月額に基づく保険料と合わせて、保険料納入告知書により翌月末日までに事業主負担分と合わせて納入します。

育児休業期間中の被保険者の保険料は、標準報酬月額と同様に事業主の申出により事業主負担分、被保険者負担分ともに免除となります。

(参考)

介護保険料の被保険者負担分に1円未満の端数がある場合

①賞与から被保険者負担分を控除する場合

被保険者が負担すべき介護保険料の端数は切り捨て、事業主が負担すべき介護保険料の端数は切り上げることとなります。

②賞与を支払ったのち保険料を徴収する場合

事業主が負担すべき介護保険料の端数は切り捨て、被保険者が負担すべき介護保険料の端数は切り上げることとなります。

③特約を結んだ場合

事業主と被保険者との間で特約を結べば、その特約に基づき端数処理をすることができます。

(小額通貨の整理及び支払金の端数計算に関する法律)

●CD・DVDによる届出

磁気媒体届作成プログラムにて作成されたCD・DVDによる届出も受付致します。(賞与支払届総括表および磁気媒体届書総括票を添付してください。)

※当組合の記号・番号は必ず入力してください。

磁気媒体届作成プログラムは、日本年金機構ホームページ(<http://www.nenkin.go.jp/>)よりダウンロードができます。

●標準賞与額は当健康保険組合の被保険者資格期間中が累計されます

標準賞与額の上限額は、平成28年4月1日の制度改正により、年度（4月1日から翌年3月31日まで）累計573万円となります。

- ・同一年度内に当組合の被保険者資格が継続している期間は、賞与支払届の提出により自動的に標準賞与額を累計いたします。
- ・同一年度内で転職等により、異なる事業所（当組合の適用事業所の場合）で支払われた賞与についても標準賞与額は累計されます。

被保険者本人から異なる事業所（当組合の適用事業所の場合）での賞与の支払により標準賞与額の累計が573万円を超えることの申し出があった時は、「健康保険標準賞与額累計申出書」の提出により、標準賞与額の訂正及び保険料の還付または充当処理を行いますので、用紙の請求について当組合まで連絡を願います。

※また、育児休業等により、保険料免除期間に支払われた賞与や保険料の徴収の対象とならない資格喪失月の被保険者期間中に支払われた賞与についても、標準賞与額として年度の累計額に含まれますので賞与支払届の提出の対象となります。

標準賞与額累計申出書の書き方

	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">常務理事</td> <td style="width: 15%;">事務局長</td> <td style="width: 15%;">課長</td> <td style="width: 15%;">課長補佐</td> <td style="width: 15%;">係員</td> </tr> <tr> <td style="height: 20px;"></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	常務理事	事務局長	課長	課長補佐	係員						
常務理事	事務局長	課長	課長補佐	係員								
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">正</div> 健康保険標準賞与額累計申出書												
被保険者	フリガナ 氏名	ヨコハマ イチロウ 横浜 一郎	性別	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男								
	生年月日	明治・大正 昭和 平成 37年 9月 10日										
事業所名称・所在地 (事業所整理記号・被保険者整理番号)		賞与支払年月日	標準賞与額									
〇〇病院 川崎市川崎区〇〇-〇-〇		平成〇年 6月 30日	3,200 千円									
〇〇総合病院 横浜市西区××-×-×		平成〇年 12月 10日	1,200 千円									
〇〇総合病院 横浜市西区××-×-×		平成〇年 3月 1日	2,400 千円									
累計額		6,800 千円										
<p>1. この申出により、標準賞与額の上限を超えていることが確認できたときは、その内容に基づき賞与の支払があった事業主に対し標準賞与額の決定、訂正等を行います。</p> <p>2. 上記の標準賞与額について、事業主に対し確認することがあります。</p>												
上記について被保険者より申出がありましたので提出します。 平成〇年 3月 5日 提出 (事業主) 事業所所在地 〒●●-×××× 横浜市西区××-× (事業主印) 事業所名称 〇〇総合病院 事業主氏名 神奈川 康夫 電話 〇45 (●●●) 局××××番		上記について確認し、標準賞与額の累計額を申出します。 平成〇年 3月 5日 提出 (被保険者) 住所 〒●●-△△△△ 横浜市中区〇〇 ××-× 氏名 横浜 一郎 (本人印) 電話 〇45 (●●●) 局△△△△番										
<p>【記入上の注意】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◎ 標準賞与額の申出欄には、4月1日～翌年3月31日に受けた賞与に基づき決定された標準賞与額を記入してください。 (ただし、当健康保険組合の被保険者期間中に決定された標準賞与額に限ります。) ◎ 被保険者本人が自ら署名する場合には、被保険者本人の押印は省略できます。 ◎ 事業主本人が自ら署名する場合には、事業主本人の押印は省略できます。 												

※該当者がいない場合は、提出する必要はありません。
 ※同一事業所内で年間累計573万円以上の賞与の支払いがあった場合は、賞与支払届により累計額が自動的に計算されますので、この累計申出書の提出の必要はありません。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;">副</div> 健康保険標準賞与額決定通知書（訂正）				
被保険者	フリガナ 氏名	ヨコハマ イチロウ 横浜 一郎	性別	男・女 <input checked="" type="radio"/> 男
	生年月日	明治・大正 昭和 平成 37年 9月 10日		
	賞与支払年月日	平成〇年 3月 1日	標準賞与額	1,000 千円
上記のとおり、当該被保険者に係る標準賞与額について訂正しましたので通知します。 平成〇年 3月●●日 神奈川県医療従事者健康保険組合 理事長				
この通知書の決定に不備があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に文書または口頭で、社会保険審査官（地方厚生局内）に審査請求できます。また、その決定に不備があるときは、決定書の発付を受けた日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査官（厚生労働省）に審査請求できます。 なお、この決定の取消の請求は、審査請求の最終を越えていないと、提出できませんが、審査請求を受けた日から3か月を経過しても決定がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるときは、その修正が合理的であると認められるときは、取消を請求することもできます。この取消は、取消の決定を受けた日の翌日から起算して60日以内、日本年金機構を被告として提訴できます。ただし、原則として、取消の日から1年を経過するのを期と認められません。				
(注) この決定通知書を受け取ったら、すみやかに、決定（訂正）された標準賞与額について被保険者に通知してください。				
(事業主) 事業所所在地 〒●●-×××× 横浜市西区××-× 事業所名称 〇〇総合病院 事業主氏名 神奈川 康夫 電話 〇45 (●●●) 局××××番		(被保険者) 住所 〒●●-△△△△ 横浜市中区〇〇 ××-× 氏名 横浜 一郎 電話 〇45 (●●●) 局△△△△番		